

2018年9月14日

各位

インフラファンド発行者名
タカラレーベン・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 菊池 正英
(コード番号 9281)

管理会社名
タカラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 衛
問合せ先 代表取締役副社長 兼 菊池 正英
インフラファンド本部
投資運用部長
(TEL: 03-6262-6402)

固定価格買取制度の見直しに関する一部報道について

経済産業省が固定価格買取制度（以下「本制度」といいます。）上の調達価格の引下げを検討している旨が一部報道機関より報道されてから、タカラレーベン・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に調達価格の引下げに伴う影響についてご質問を多々頂戴しております。そのため、本お知らせにて本制度の概要及び今般報道された方向で検討が進んだ場合の影響を下記に記載しております。

記

【本制度の概要】

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

同制度の下での買取価格は、原則として毎年経済産業大臣が決定する調達価格か、入札によって決定される調達価格によることとなっています。

出所：経済産業省 資源エネルギー庁のウェブサイトより抜粋

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html

しかし、個別の再生可能エネルギー発電設備に適用された調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備の調達期間の間、原則として(注)、事後的に変更されることはありません。したがって、今般報道された経済産業省による検討は、今後同制度の下で認定を取得する新規の案件に適用される調達価格の引下げに関するものであり、既存の案件に既に適用されている調達価格を事後的に変更することに関するものではないものと認識しております。

(注) ただし、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、調達価格等を改定することができることとされております。「物価その他の経済事情に著しい変動」とは、急激なインフレーションやデフレーション、スタグフレーションのような例外的な事態が想定されています。

【本投資法人が考える本制度が見直された際の本投資法人への影響】

本投資法人が本日現在保有する太陽光発電設備等は25物件であり、うち6物件が40円/kwh、18物件が36円/kwh、1物件が32円/kwhの調達価格を確保しております。また、これらの25物件はいずれも売電開始日より20年間を買取期間とし、上記調達価格にて電気を買い取る旨の契

約を買取電気事業者と締結しております。すなわち、これらの太陽光発電設備等については、売電開始日より20年間買取価格は変更されません。なお、このように20年間の買取期間の間は買取価格が変更されないことは、本投資法人が優先的売買交渉権を有する株式会社タカラレーベン（以下「スポンサー」といいます。）が保有する開発済資産、並びに、スポンサー開発中資産及びスポンサー開発予定資産（総括して以下「スポンサーポートフォリオ」といいます。）のうち既に調達価格を確保しているものも同様です。

したがって、本投資法人が保有する物件及びスポンサーポートフォリオの上記資産に関しては、物件毎に設定された買取価格で売電開始日から20年間買い取ることとなっており、今回報道のあった検討が進んだとしても、本投資法人へ影響するものではないと、本投資法人は考えております。

本投資法人は、上記の前提で、業績予想を開示しております。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://tif9281.co.jp/>